

平成29年5月8日

1.出席議員

1番	杉原元博	9番	角田一美(変更後15番)
2番	片渕清次郎	10番	伊東茂(変更後9番)
3番	樋口作二	11番	松本末治(変更後10番)
4番	中村和典	12番	徳村博紀
5番	松田義太	13番	福井正
6番	中村一堯	14番	松尾征子
7番	稲富雅和	15番	光武学(変更後11番)
8番	勝屋弘貞	16番	松尾勝利

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
市	民	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成29年 5 月 8 日（月）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 追加日程第 1 議長の辞職
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長の辞職
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 議席の変更
- 日程第 3 議案の上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分事項の報告（事故による損害の賠償）
- 日程第 5 議案第23号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第24号 専決処分事項の承認について（平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第 7 号））
- 日程第 7 議案第25号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第26号 鹿島市固定資産評価員の選任について

午前10時 開会

議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから平成29年鹿島市議会 5 月臨時会を開会いたします。

会議に先立ちまして申し上げます。

執行部におかれましては、環境負荷の軽減、職員の公務能率の維持向上を図るために、5 月 1 日から10月31日までの期間について、特別の場合を除いて、ノー上着、ノーネクタイの推奨に取り組んでおられます。議会には先例等申し合わせ事項で、議会における服装についての規定がありますが、本臨時議会中においては、議場ではノーネクタイのクールビズ対応としたいと思います。

なお、上着の着用については、個人の裁量に任せたいと思います。

去る 4 月 1 日付の職員の人事異動によりまして、部課長級の異動がっておりますので、鹿島市議会先例等申し合わせにより、藤田副市長より御紹介をお願いいたします。

副市長（藤田洋一郎君）

皆さんおはようございます。ことし4月1日付で執行部のほうで異動が、配置がえがっておりますので、配置がえされた職員の御紹介を私のほうからさせていただきます。

なお、兼務辞令を解くものにつきましては、省略をさせていただきます。

初めに、部長級の紹介をいたします。

総務部長兼中川エリア整備推進室長、有森弘茂でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

続きまして、市民部長兼福祉事務所長、有森滋樹でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

産業部長、橋村勉でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

建設環境部長、栗林雅彦でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、課長級の紹介をいたします。

人権・同和対策課長、江口清一でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

企画財政課財政担当参事兼選挙管理委員会事務局長、川原逸生でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

続きまして、商工観光課長、藤家隆でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

農林水産課長、下村浩信でございます。（「下村です。よろしくお願いいいたします」と呼ぶ者あり）

都市建設課道路政策及び土木管理係担当参事、岸川修でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長、山浦康則でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

続きまして、税務課長、中島憲次でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

福祉課長、染川康輔でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

教育次長兼教育総務課長、寺山靖久でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

水道課長、広瀬義樹でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

議会事務局長、橋村直子でございます。（「よろしくお願いいいたします」と呼ぶ者あり）

産業部農政企画監兼農業委員会事務局長、橋口浩でございます。（「どうぞよろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

最後に、杵藤地区広域市町村圏組合への派遣職員を御紹介いたします。

消防本部総務課長、嶋江克彰でございます。（「嶋江です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

介護保険事務所業務課長、寺山理津子でございます。（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

この2名を課長級として派遣をいたしております。

これから皆様方には何かとお世話になると思っておりますが、御指導方、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松尾勝利君）

それでは、本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松尾勝利君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番中村和典議員、5番松田義太議員、6番中村一堯議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程案のとおり、本日5月8日の1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

この際、お諮りいたします。先般、全議員で協議を行い、議長、副議長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないと申し合わせました。よって、本日、議長の辞職願を提出いたしました。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。暫時休憩をいたします。

午前10時7分 休憩

午前10時25分 再開

副議長（光武 学君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 議長の辞職

副議長（光武 学君）

議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松尾勝利議員の退場を求めます。

〔松尾勝利君退場〕

副議長（光武 学君）

お諮りいたします。松尾勝利議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（光武 学君）

異議なしと認めます。よって、松尾勝利議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

松尾勝利議員の入場を許可します。

〔松尾勝利君入場〕

副議長（光武 学君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（光武 学君）

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2 議長の選挙

副議長（光武 学君）

議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（光武 学君）

ただいまの出席議員数は16名であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（光武 学君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（光武 学君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

副議長（光武 学君）

異状ないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・投票〕

副議長（光武 学君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（光武 学君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（光武 学君）

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に福井正議員、松本末治議員、伊東茂議員を指名いたします。よって、以上3名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長（光武 学君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、無効投票はなし。

有効投票中

松尾勝利議員 11票

徳村博紀議員 4票

松尾征子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、松尾勝利議員が議長に当選されました。ただいま当選されました松尾勝利議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

ただいま松尾勝利議員から発言を求められておりますので、これを許します。松尾勝利議員。

議長（松尾勝利君）

一言議長就任の御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様から互選していただき、名誉ある鹿島市議会の議長に再任いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

さて、本市議会が引き続き市民の負託に応えることができるよう、議員の皆さんがしっかりとした議論ができる開かれた議会づくりに全身全霊で取り組む覚悟でございます。

また、円滑な議会運営と鹿島市政のますますの発展のため、最善を尽くしてまいる所存でございます。

ここに議員皆様の一層の御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、樋口市長を初めとする執行部各位の御協力、御指導を心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

副議長（光武 学君）

松尾勝利議長、議長席にお着き願います。

以上をもちまして、議長の職務を終了いたしました。皆様の御協力、まことにありがとうございました。（副議長、議長と交代）

議長（松尾勝利君）

暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時45分 再開

議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど副議長の光武学議員から副議長の辞職願が提出をされました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

御異議なしと認めます。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 副議長の辞職

議長（松尾勝利君）

副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、光武学議員の退場を求めます。

〔光武学君退場〕

議長（松尾勝利君）

お諮りいたします。光武学議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

御異議なしと認めます。よって、光武学議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

光武学議員の入場を許可いたします。

〔光武学君入場〕

議長（松尾勝利君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙

議長（松尾勝利君）

副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（松尾勝利君）

ただいまの出席議員数は16名であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（松尾勝利君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（松尾勝利君）

異状ないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・投票〕

議長（松尾勝利君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（松尾勝利君）

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に角田一美議員、勝屋弘貞議員、稲富雅和議員を指名いたします。よって、以上3名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（松尾勝利君）

選挙結果の報告をいたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

うち、有効投票数16票、無効投票数なし。

有効投票中

角田一美議員 9票

伊東 茂議員 5票

徳村博紀議員 1票

松尾征子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、角田一美議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました角田一美議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

ただいま角田一美議員から発言を求められておりますので、これを許します。角田一美議員。

副議長（角田一美君）

一言御挨拶を申し上げます。

このたび議員の皆様の御支持によりまして、副議長の要職に御選任賜り、身に余る光栄と

深く感謝申し上げます次第であります。もとより微力ではございますが、議長の補佐役として円満なる議会運営のために一生懸命努力いたす所存でございます。今後とも、議員皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（松尾勝利君）

暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5 議席の変更

議長（松尾勝利君）

それでは、議席の変更を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において変更いたします。

変更議員の議席番号を事務局長に朗読させます。橋村事務局長。

議会事務局長（橋村直子君）

議席の変更部分のみ申し上げます。

伊東茂議員9番、松本末治議員10番、光武学議員11番、角田一美議員15番。

変更は以上でございます。

議長（松尾勝利君）

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。橋村事務局長。

議会事務局長（橋村直子君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の5月臨時会に市長から報告1件と議案4件の提出がありました。議案番号及び議案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から、平成29年1月分、2月分の出納検査結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の上程（市長の提案理由説明）

議長（松尾勝利君）

日程第3．議案の一括上程であります。

報告第2号及び議案第23号から議案第26号までの4議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

市長（樋口久俊君）

改めまして、皆さんこんにち。まず初めに、先ほど議長、副議長につきまして、改めて選挙が行われて、新しい体制で出発をなされました。議長、副議長におかれては、御就任のお祝いを申し上げますとともに、私ども執行部と連携、協力をし、また、いろいろと御指導をいただいて、鹿島市発展のため、鹿島市民のためにも御精励いただくことをお願いしたいと思います。

さて、今回の市議会臨時会に提案をいたします議案は、報告が1件、専決処分事項の承認が2件、条例改正1件、人事案件1件の計5件でございます。

それでは、提案理由の要旨を説明いたします。

初めに、報告第2号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは事故によります損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたすものであります。

続きまして、議案第23号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

これは本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴いまして、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減の対象世帯を拡大する改正を行ったものでございます。

次に、議案第24号 専決処分事項（平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第7号）は、予算の総額に55,014千円を追加し、補正後の総額を14,344,680千円といたしましたものでございます。

歳入では、各種交付金、地方交付税などの主要一般財源の確定額の計上のほか、ふるさと納税寄附金及びふるさと人材育成寄附金の増額計上などを行っております。

歳出では、ふるさと納税推進事業経費の確定及び予備費による調整のほか、寄附金の増額により、ふるさと納税基金へ13,023千円を、ふるさと人材育成支援基金へ1,500千円を積み立てております。

また、今後の財政需要に備えるため、公共施設建設基金へ56,800千円を、財政調整基金へ10,000千円を積み立て、健全な財政運営に努めるものでございます。

続きまして、議案第25号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用等について、引用する条文の整備を行うなど、所要の改正を行うものでございます。

最後に、議案第26号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員川原逸生さんの人事異動により、後任者として税務課長、中島憲次さんを選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要について説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当の部長または課長が説明をいたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第4 報告第2号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第4・報告第2号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

報告第2号 専決処分事項（事故による損害の賠償）の報告について、御説明申し上げます。

議案書は1ページでございます。

事故の内容につきましては、平成29年3月24日、午後1時20分ごろ、市道古枝線の陥没を補修するため、市道沿い住宅をお借りしまして、作業用2トンドンプを駐車しようとして住宅用合併浄化槽のマンホールふたの上をダンプで通ったところ、ダンプの重みでふた1枚と浄化槽内の配管を破損させた物損事故でございます。

事故の場所でございますが、古枝小学校裏手にあります市道古枝線に隣接する住宅敷地の駐車場で発生しております。

損害賠償の相手方につきましては、鹿島市内にお住まいの方でございますが、平成29年4月26日に相手方との示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をいたすものでございます。

なお、相手方への損害賠償金額51,840円につきましては、全て全国市有物件災害共済会の保険金で賄っております。

市で管理する道路につきましては、現場での作業時に十分な配慮を行っておりますが、今回の事故を教訓といたしまして、民間敷地の借用時には地権者へ事前了承いただくことの指導並びに作業場所の周囲に対する安全確保につきましては、今後も引き続き、さらに徹底してまいりたいと思っております。

以上、御報告いたします。よろしく申し上げます。

議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

お諮りいたします。議案第23号から議案第26号までの4議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第23号から議案第26号までの4議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 議案第23号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第5・議案第23号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第23号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

3ページは専決処分書でございます。

国において、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴い、平成29年度の賦課期日に対応するため、本市も3月31日で必要な条例の改正を行ったところでございます。

4ページは条例改正の内容でございますが、議案説明資料の2ページで御説明をいたしますので、説明資料をごらんください。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の適正負担を図るために低所得世帯の軽減を拡充するものでございます。

国民健康保険税については、低所得者の負担軽減を図るために世帯員1人当たりに課税される均等割額と1世帯当たりに課税される平等割額を世帯主及び国保世帯員の所得及び国保の世帯員数によって軽減をしています。

今回の改正では、説明資料のとおり、5割軽減と2割軽減の判定所得を見直すものでござ

います。

5割軽減については、現行の判定所得が330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者、これは国保から後期高齢者医療制度へ移行した被保険者で、継続して同一の世帯に属する者を申しますが、その方1人につき265千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では加算の額を270千円とするものであります。

次に、2割軽減については、判定所得が330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では加算額を490千円とするものでございます。

5割軽減、2割軽減とも、その判定所得が増額となることにより、国民健康保険税の軽減の拡充となるものでございます。

資料1ページには新旧対照表を載せておりますので、参考にござらんください。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認につきまして、よろしく願いいたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

ただいま提案されました件で質問したいと思いますが、今、国保税が高いというのは本当にいつまでも皆さんの声として広がっているわけですけど、今回、軽減措置ということでこういう提案がされたんですが、少し基本的なことでお尋ねをしたいと思います。

まず、今、鹿島市の国保加入世帯が何世帯なのか、それから、2,000千円以下の世帯が何世帯あるのか、まずお答えください。

議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

私のほうから、国保世帯数についてお答えをいたします。

平成29年1月末現在の国保加入の世帯数は、4,074世帯でございます。

議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

税務課長（中島憲次君）

私のほうから、2,000千円未満の世帯数ということで質問がございましたので、お答えしたいと思います。

これは統計上、税務課のほうで出しています統計が、平成28年4月以降に1回でも国保の対象となった世帯というようなことで御承知おきいただきたいと思います。途中で離職して1カ月国保になったけど、また社会保険に戻ったという方も含まれますので、それをですね、

その統計で私のほうで出しておりますので、それを御承知おきいただきたいと思いますけれども、その統計を見ますと、2,000千円未満の世帯が4,184世帯ということになっております。

以上でございます。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

私の質問の仕方がおかしかったんですかね、国保世帯が4,074世帯。その中で、国保に加入者の方で2,000千円以下の世帯ですよ。その世帯ということですから、数字がちょっと違うと思いますが。

議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

税務課長（中島憲次君）

御説明申し上げたいと思います。

国保係でつかんでいらっしゃる数字が4,074世帯ということでは言われたかと思いますがけれども、これが29年の1月末現在の数字で言われたかと思いますが。税務課のほうで世帯調査ということで統計上調べておりますのが、平成28年4月以降に1回でも国保の世帯の対象になったということで統計で調べております。その平成28年4月以降に1回でも国保の対象になった世帯というのが、合計で4,823世帯でございます。その中で2,000千円未満が4,184世帯ということで、税務課のほうで統計上出しておりますのが、現時点ということではなくて、途中、一月でも国保の世帯に加入されたというようなことで統計上出てきますので、そういう数字になっております。

以上でございます。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

税務課長もなられたばかりで大変だと思いますがね、ちょっとそこまで言わんでよかったわけですけど、じゃ、4,074世帯の全部の所得別の資料を、それは今じゃなくていいから出してください。ちょっと私、理解できません。皆さん御理解できるのかどうか。

例えば、4,074世帯が全部の国保加入世帯でしょう。そして、その中に所得が2,000千円、10,000千円の人もあるし、いろいろあると思いますがね。2,000千円までのところがどれだけの世帯ですかということですから、4,074より少なくなっても多く数字が出ることはないと思うんですよ、いろんな理由を述べられておりますが。そういうのは関係なくてね、数字はあるんじゃないですか。まだそこまで、なったばかりであれされていませんか。国保だけの2,000千円以下の世帯ですよ。今、国保の審議しているわけですからね。だから、その

ところ、ちょっと平行線になるかわかりませんので、確固とした資料を、全所得割をずっと所得別に人数を後で出してくださいよ。前、そんな資料よく出ていましたけどね。

議長（松尾勝利君）

今、資料の提出を求められております。いいですか。 はい。

14番（松尾征子君）続

じゃ、次に行きたいと思いますが、そういうことになるとわかるのかな、7割、5割、2割が軽減世帯ということになっていますが、これがどれだけ世帯数があるのかわかりますか。ちょっと今のような状況だったら、その数字わからないかなと思いますが。わかっておかんとかしいわけですが。7割、5割、2割の世帯がどれだけあるのか、まずお答えください。

議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

これも平成29年1月末現在での調定上の軽減対象世帯ということで申し上げます。

7割軽減世帯が医療分で1,182世帯、5割軽減世帯で667世帯、2割軽減の世帯で507世帯、合計で2,356世帯となっております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

今の数字を見ますと、先ほどから続きになりますが、少なくとも、2,000千円以下は2,356はあるということにかかわるのかなと思いますが、それはそれいいです。

次にお尋ねしたいのは、軽減世帯のというより、数字がわかっていないのでわからないかわかりませんが、2,000千円以下の国保加入世帯で滞納者がどれくらいあるのか、お尋ねをします。2,000千円以下の世帯で滞納者が。

議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

税務課長（中島憲次君）

2,000千円未満で滞納世帯が468世帯でございます。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

じゃ、全体的に滞納世帯は幾つですか。全体的に滞納世帯。

議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

税務課長（中島憲次君）

全体の滞納世帯、これは4月末現在ということで調査しておりますけれども、546世帯でございます。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

今の数字をそのまま見ますと、滞納世帯が546世帯、そして、2,000千円以下の、結局低所得層の滞納が486世帯ですね。そういう現状があるために、今回のような軽減措置の取り扱いがなされると思うわけで、確かに私はそういうことを1つずつ進めていかななくてはいけないと思いますが、じゃ、具体的に今回5割、2割軽減がありますが、5割の場合が5千円ですか、2割の場合が10千円ですね、基本額が上がったとして、どれだけ税金に影響が出てくるのでしょうかね。平均的に、金額的にどれくらいの軽減になるのか、お尋ねします。

議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

今回の条例改正においての影響額ということで、5割軽減につきましては、平成28年度の保険税の賦課状況から試算した場合、15世帯で460千円、2割軽減の影響額が24世帯で590千円、合計で39世帯で1,050千円の影響額と見込んでおります。

以上です。

議長（松尾勝利君）

松尾議員に申し上げます。

1議案につき3回までと定めておりますので、簡潔に質問をお願いします。

14番（松尾征子君）

簡潔にということですが、非常に重要なことでございますので、済みません。

今わかりましたように、軽減されていても滞納が出てくるというような、そういうやっぱり厳しい状況にあると思うんですよ。だから、今回のこの基本的な軽減の措置も確かに私は認めていきたいと思いますが、ただ、これは国が示したものであって、国の基準というのはまだ鹿島の状況とは違うと思うんです。だから、やっぱりこういう対応というのは鹿島が独自でこれからはぜひしながら、もっと皆さんたちが安心して国保税を払っていただけるようなことにしてもらわないといけないと思いますし、そういう対応をお願いしたいと思うんです。ただ、30年からですか、広域化するというような問題もありますから、これがどうなっていくかというのは非常に不透明で不安なものですが、その辺についてはぜひ対応をお願いした

いと思います。

それと、これはここに軽減措置がとられない一般の国保税、これについても非常に高いということで皆さんが払わんばいかんと思いつながら払えないという状況があるわけですから、それに対しても今後の市の独自の対応というのは、ぜひ進めていただくということをお願いして、時間があれですので、終わりたいと思いますが、とにかくこれだけしたにもかかわらず払えないという人、こういうのがあると。特に所得も今、鹿島市もどんどん減っています、高齢者もふえています、そういう中ですので、ぜひ市が独自で対応することも考えながら、これからは進んでもらいたいと思いますが、市長、コメントをお願いします。

議長（松尾勝利君）

樋口市長。

市長（樋口久俊君）

今、議論されているように、今回の措置は基本的に所得の低い層の皆さんにできるだけ対応するというこの措置で、この措置のバックは国がかなりの部分を補填してくれるということになっておりますので、ほぼ全国一律にこういう措置がとられております。それ以外のところについては、まだまだそもそも私たちの町でこの一、二年に起こっております高額、いわば治療費だとか、それから、高い高いとおっしゃいますけれども、どれと比較してどうだというのは今から出てきますから、各市町がですね。だから、30年に向けていろんな材料、いろんな勉強しているということなんですよね。早ければ秋ぐらいに、ひょっとしたらなかなか煮詰まらないという部分もありますから、おくれるかもしれませんが、その辺を踏まえてしっかりと我々は勉強しておかないといけない、そういう状況だと思っております。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第24号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第 6 議案第24号 専決処分事項の承認について（平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第 7 号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

企画財政課参事（川原逸生君）

それでは、議案第24号 専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

説明は議案書、一般会計補正予算書、議案説明資料で行いますので、お手元に御準備をお願いいたします。

まず、議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第24号 専決処分事項の承認については、地方自治法第179条第 1 項の規定により、平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりまして報告し、議会の承認を求めるものでございます。

6 ページは専決処分書でございます。

平成29年 3 月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

次に、別冊の議案第24号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第 7 号）の補正予算書のほうをごらんください。

1 ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ55,014千円を追加し、補正後の総額を14,344,680千円といたしましたものでございます。

2 ページから 4 ページは歳入歳出の集計となっておりますが、説明は省略させていただきます。

5 ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊、議案説明資料により御説明を申し上げます。

議案説明資料の 3 ページから 5 ページまでは、歳入歳出予算の増減比較表となっております。内容の説明は省略させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入では地方譲与税や各種交付金、特別交付税、寄附金額の確定に伴う増、そして、歳出は歳入の確定に伴う歳出案の調整が主なものでございます。

歳入の補正について御説明申し上げます。

ナンバー 1、ナンバー 2 については、各譲与税の交付額の確定によるものでございます。

1 の地方揮発油譲与税は2,830千円、2 の自動車重量譲与税は1,564千円の増額となっております。3 から 8 までは各種交付金、特別交付税の額確定による補正でございます。いずれも

増額でございます。利子割交付金は60千円、配当割交付金は1,073千円、株式等譲渡所得割交付金は2,003千円、自動車取得税交付金は6,237千円、特別交付税は35,439千円、交通安全対策特別交付金は975千円をそれぞれ増額いたしております。10のふるさと人材育成支援寄附金は1,500千円を増額するものでございます。社会教育の振興のため田澤記念館への指定寄附によるものでございまして、鹿島機械工業株式会社様、社会医療法人祐愛会様、株式会社宮園電工様からの寄附でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出補正の概要でございます。

ナンバー1の積立金の増額でございます。公共施設建設基金に56,800千円、財政調整基金に10,000千円をそれぞれ積み立てるものでございます。

2は、指定寄附1,500千円をふるさと人材育成基金に積み立てて活用するものでございます。

3は、平成28年度のふるさと納税推進事業の必要経費が確定したことに伴い、寄附の総額から必要経費を差し引いた額をふるさと納税基金に積み立てるものでございます。

ナンバー4の予備費で16,619千円を減額し、財源調整を行っております。

8ページをお願いいたします。

積立基金の状況をあらわしたものでございます。

今回の補正に伴いまして、の財政調整基金及びの公共施設建設基金が変更となっております。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして、よろしくお願い申し上げます。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 専決処分事項の承認について（平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり承認をされました。

日程第7 議案第25号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第7 議案第25号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井企画財政課長。

企画財政課長（土井正昭君）

それでは、議案第25号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は7ページ、議案説明資料は9ページからとなります。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正等に伴い必要な改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料の12ページをごらんください。

まず、改正理由ですけれども、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、この後は改正法と申し上げます。改正法の一部が平成29年5月30日に施行されること及び鹿島市特別支援教育就学奨励費支給要綱が新たに制定されたことに伴い、条文の整備などを行うものです。

まず、番号法の主な改正内容について御説明いたします。

番号法に新たに追加された第19条第8号及び第26条については、ともに地方公共団体の独自利用事務に、情報提供ネットワークシステム 特定個人情報の提供や管理をするためのシステムですけれども、このシステムを利用した情報連携を行うための規定になります。

番号法第19条第8号は、特定個人情報を提供できる場合として、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする規定で、独自利用事務のために特定個人情報の提供を求める者を条例事務関係情報照会者、当該個人情報を保有する者を条例事務関係情報提供者と規定しております。

番号法第26条は、番号法第21条から第25条までの規定を、地方公共団体が行う独自利用事務にも準用する規定です。番号法第21条から第25条は、法定事務を行う場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うための規定で、概要は以下に掲げておりますが、個人情報の提供や記録、秘密の管理などの内容となっております。

13ページの図をごらんください。

マイナンバーの独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用のイメージ図になります。

今回、条例を定めることにより、独自利用事務においてマイナンバーの利用を可能とする

ことで、これまで必要であった添付書類の削減、例えばですけれども、市民の方が申請に必要な課税申請書を、わざわざ鹿島市であれば市民課でとってもらって、課税証明書を添付して提出してもらう必要がなくなるなど、マイナンバー制度の効果をより高めることができるということをお示ししているものでございます。

続きまして、条例の改正内容について御説明をいたします。

今回の改正は2条立てとしており、第1条で鹿島市個人情報保護条例の一部改正、第2条で鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を行います。

まず、第1条の鹿島市個人情報保護条例の一部改正は、御説明いたしましたとおり、法改正により番号法に新たに第26条が追加をされ、以後、1条ずつ繰り下げられることに伴い、引用条文などの改正を行います。

次に、第2条の鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、この後は個人番号利用条例と申し上げます。個人番号利用条例の一部改正は、同じく法改正により、番号法に新たに第19条第8号が追加をされ、以降1号ずつ繰り下げられることに伴い、引用条文の改正を行います。

また、社会保障・税番号制度の独自利用ができるものとして、特別支援教育就学奨励費制度の奨励費支給事務を個人番号利用条例中に規定をしておりましたけれども、平成29年3月10日に、当該制度に係る鹿島市特別支援教育就学奨励費支給要綱が制定されたことに伴い、必要な条例の改正を行います。

施行期日は、平成29年5月30日。ただし、第2条の別表第1から別表第3の要綱の制定に係る改正は、公布の日からといたしております。

参考までに番号法に追加された第19条第8号と第26条の条文を掲げております。14ページのほうに掲げております。概要については御説明したとおりでございます。

9ページから11ページは新旧対照表になります。

具体的な改正箇所について御説明をいたします。

第1条による改正は、鹿島市個人情報保護条例の一部改正ですが、第2条第11号、情報提供等記録の定義について、番号法第23条第1項及び第2項の後に、新たに法律に追加された第26条の準用規定を加えるものです。番号法第23条第1項及び第2項は、特定個人情報の提供に関する記録についての規定となっており、独自利用の場合もシステムに提供の記録を残す必要があることとなります。

なお、9のところを点線で囲んでおりますが、ここは平成27年に条例改正を行ったもののうち、未施行部分の改正となります。

第22条の2は条ずれです。

第25条の3は新たに追加された番号法第19条第8号に規定されている独自利用事務を行う条例事務関係情報紹介者と条例関係情報提供者を加えるものです。ここでは保有情報を訂正

した場合に、情報の提供先などにその旨通知を行うこととなっており、今回の改正で独自利用の場合も同様の取り扱いとなります。

10ページをお願いいたします。

第2条による改正です。第1条及び第5条は号ずれです。別表第1から別表第3までは、新しく制定された鹿島市特別支援教育就学奨励費支給要綱を根拠として、独自利用事務を行う改正となっております。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いいたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり可決されました。

12時を回っておりますが、もう一つ議案を続けたいと思います。

日程第8 議案第26号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第8 議案第26号 鹿島市固定資産評価員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号 鹿島市固定資産評価員の選任については、これを提案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第26号は中島憲次氏を鹿島市固定資産評価員に選任することに同意することに決しました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時4分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

鹿島市議会副議長 光武学

会議録署名議員 4番 中村和典

同 上 5番 松田義太

同 上 6番 中村一堯